

## 『働き方改革セミナー・個別相談会』

～同一労働同一賃金のおはなし～

2019年4月に働き方改革が本格始動し、有給休暇の年5日付与義務や時間外労働の上限規制への対応がスタートされていますが、すでに大企業に義務付けられている「同一労働同一賃金」について、2021年4月には中小企業に対しても義務化されることになるため、事業者の皆様には今後の対応が急務となっております。本セミナーでは働き方改革関連法の概要や、同一労働同一賃金への対応策などわかりやすくご説明いたしますので、この機会にぜひご参加ください。

また、セミナー終了後、個別相談会を開催いたしますのでぜひご利用ください。

講師：<sup>ふじた たかし</sup> 藤田 貴史 氏

藤田貴史社会保険労務士・中小企業診断士事務所 所長  
（中小企業診断士、社会保険労務士  
北海道よろず支援拠点コーディネーター）



## 【講座内容】

- ◎働き方改革関連法の全体像
- ◎同一労働同一賃金とは
- ◎同一労働同一賃金への対応について 等

開催日程 令和2年9月25日（金）13：30～15：00（セミナー）  
15：00～17：00（個別相談 3社程度）

開催場所 北見経済センター会議室（北見市北3条東1丁目2）

定員 20名（定員になり次第締め切りいたします）

主催 北見商工会議所・中小企業相談所、北海道よろず支援拠点、（公社）北見地方法人会

お申込み 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

※ご参加される皆様におかれましては、大変恐れ入りますがマスク着用のうえご来場くださいますようお願い申し上げます。

FAX：0157-22-2282 北見商工会議所事務局 行

【働き方改革セミナー・個別相談会】 参加申込書

事業所名		事業所住所	
T E L		F A X	
受講者氏名		受講者氏名	
◎個別相談会の希望確認（いずれかに○印をお願いします） ・希望します ・希望しません			

※個別相談希望者が多い場合につきましては、調整させていただきますのでご容赦願います。

※記載頂いた情報は商工会議所からの情報提供等に活用させていただきます。